

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本高気圧潜水医学会（英文名 **Japan Undersea and Hyperbaric Medical Society: JUHMS**）と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号 株式会社 毎日学術フォーラム内に置く。

(目的)

第3条 本会は、高気圧酸素医学及び潜水医学の進歩を図り、これを通じて学術文化の発展と専門医制度の維持発展とに寄与することを目的とし、次の事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. 会誌及び図書の刊行
3. 研究，教育，研修及び調査
4. 高気圧酸素治療専門医制度に係わる事業
5. 国内外の関係学術団体との連絡，提携ならびに事業の支援
6. その他の本会の目的を達成するために必要な事業

(基金の拠出)

第4条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第6条 本会に拠出された基金は、基金拠出契約に定める期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第7条 基金の拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところにしたがって返還する。

第2章 社 員

(入社)

第8条 本会の目的に賛同し、入社した社員とする。

② 本会に入社するには、次章に定める会員となった上、第5章に定めるところに

より評議員に選任されることを要する。

(退社)

第9条 社員は会員資格を喪失したとき、社員たる資格を失う。

第3章 会 員

(会員の種類)

第10条 本会の会員は、次の5種とする。

1. 正会員 本会の目的に賛同して入会し、所定の会費を納入する医師及び歯科医師、ならびに医学研究者、医療従事者又は医用工学者
2. 賛助会員 本会の目的に賛同して入会し、所定の賛助会費を納入する団体又は個人
3. 名誉会員 高気圧酸素・潜水医学のために多大な貢献のあった者の中から、理事会及び社員総会の決議を経て代表理事が推薦した個人
4. 功労会員 本会に功労のあった者の中から、理事会及び社員総会の決議を経て、代表理事が推薦した個人
5. 会誌購読会員 所定の会費を納入して本会の会誌を購読する団体又は個人

(入会)

第11条 本会に入会しようとする者は、所定の事項を記入した入会申込書に当該年度の会費を添えて、本会事務局に申し込むものとする。

(会費)

第12条 会員は、各種会員の別に応じて定款施行細則（以下、細則という。）に定める会費を支払わなければならない。

- ② 納付された会費は、理由に如何を問わず返還しない。

(会員資格の喪失)

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 2年以上会費を滞納したとき（但し、機関誌等の送付は1年間とする）。
3. 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。
4. 除名されたとき。

(退会)

第14条 本会を退会しようとする者は、退会届を本会事務局に提出しなければならない。

(休会)

第15条 会員は、休会届に期間及び理由を付して本会事務局に提出することにより、休会することができる。

- ② 代表理事は、正当な理由があると認めるときは、休会を承認し、かつ会費を免除することができる。

(除名)

第16条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会における決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 本会の定款に違反したとき。
2. 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(役員)

第17条 本会に、次の役員及び役職を置く。

1. 理事 12名以上16名以内
2. 監事 2名
3. 会長 1名
4. 次年度会長 1名

- ② 理事のうち、1名を代表理事とし、若干名を副代表理事とすることができる。

(選任)

第18条 理事及び監事は、評議員の中から、定款ならびに細則に定めるところに従い社員総会の決議によって選任する。ただし、必要があるときは評議員以外の者から選任することを妨げない。

- ② 代表理事は、理事会の決議によって選任する。
- ③ 副代表理事は、理事の中から、理事会の決議によって選任する。
- ④ 代表理事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における代表理事とする。
- ⑤ 会長及び次年度会長は、正会員の中から、理事会の審議を経て代表理事が推薦し、社員総会の承認を受けて選任する。

(役員の職務)

第19条 代表理事は、本会を代表し、本会の業務を統括する。

- ② 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故のあったとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- ③ 理事は、理事会を構成し、定款及び社員総会の決議に基づき、本会の業務を執行する。
- ④ 監事は、次に掲げる業務を行う。

1. 会計を監査すること.
 2. 理事の業務執行状況を監査すること.
 3. 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会又は社員総会に報告すること.
 4. 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は学術総会の招集を請求すること.
 5. その他、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定される職務
- ⑤ 会長は、学術総会を主宰する.
 - ⑥ 次年度会長は、会長を補佐する.

(任期)

第20条 代表理事、副代表理事及び理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- ② 会長及び次年度会長の任期は、通常学術総会終了の翌日に始まり、次期通常学術総会終了の日に終わる.
- ③ 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする.
- ④ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする.

(理事及び監事の報酬)

第21条 理事及び監事の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

第5章 評議員及び幹事

(評議員)

第22条 本会に、評議員を置く。

- ② 評議員は正評議員及び推薦評議員からなる
 1. 正評議員は理事選出における被選挙権、選挙権、社員総会での発言権及び議決権を有する。ただし被選挙権については3年以上の正評議員の経験とす
 2. 推薦評議員は理事選出における選挙権、社員総会での発言権及び議決権を有する.
- ③ 評議員は、正評議員の中から定款施行細則の定めるところに従い選任する.
- ④ 評議員をもって一般社団および一般財団法人に関する法律上の社員とする.
- ⑤ 評議員の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない.
- ⑥ 本会は評議員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、主たる事務所に備えおくものとする.

(幹事)

第23条 本会に、幹事若干名を置くことができる。

- ② 幹事は理事会の決議を経て、代表理事が委嘱する。
- ③ 幹事は、本会の業務を分掌する。
- ④ 幹事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 会議及び委員会

(会議)

第24条 本会には、会務を議するために次の会議を置く。

- 1. 理事会
- 2. 社員総会
- 3. 会員総会
- 4. 学術総会

(理事会)

第25条 理事会は、理事をもって構成する。

- ② 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。
 - 1. 社員総会に付議すべき事項
 - 2. 社員総会の決議した事項の執行に関する事項
 - 3. その他、社員総会の決議を要しない業務の執行に関する事項
- ③ 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- ④ 通常理事会は、毎年2回開催する。
- ⑤ 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 1. 代表理事が必要と認めたとき。
 - 2. 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - 3. 第19条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- ⑥ 理事会は、代表理事が招集する。
- ⑦ 代表理事は、本条第5項第2号又は第3号に該当する場合は、その書面の到達した日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- ⑧ 理事会を開催するときは、開催日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、会日より7日前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- ⑨ 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。
- ⑩ 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ議事を行い、決議することができない。
- ⑪ 理事会の決議は、この定款に規定するもののほか、出席した理事の過半数をもって決する。

- ⑫ 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
1. 日時及び場所
 2. 出席理事数及び出席理事氏名
 3. 審議事項及び決議事項
 4. 議事の経過の概要及びその結果
- ⑬ 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名・押印しなければならない。
- ⑭ 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- ⑮ 会長及び次年度会長は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- ⑯ 高気圧酸素治療安全協会の代表、高気圧酸素治療技術部会の代表、委員会の委員長及びワーキンググループ長は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- ⑰ 喫緊の審議事項については、代表理事の承認によりメール審議とすることができる。メール審議での決議事項は、次理事会までの暫定的なものとし、次理事会にて正式に承認するものとする。
- ⑱ 理事会は、オンライン形式として開催し議決することができる。

(社員総会)

第26条 社員総会は、評議員をもって構成する。

- ② 社員総会は、次の事項を審議する。
1. 学術総会に付議すべき事項
 2. その他、本会の運営に関する事項
- ③ 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。
- ④ 定時社員総会は、各事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に、理事会が指定した場所で開催する。ただし理事会決議にて、開催期限の延長を認める。
- ⑤ 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
1. 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 2. 評議員現在数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- ⑥ 社員総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。
- ⑦ 代表理事は、本条第5項第2号に該当する場合には、その書面の到達した日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- ⑧ 社員総会を開催するときは、開催日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって会日より14日前までに各評議員に対して通知しなければならない。
- ⑨ 定時社員総会の議長は代表理事とし、臨時社員総会の議長は、会議のつど、出席者の互選によって選出する。
- ⑩ 社員総会は、評議員現在数の過半数以上の出席（書面表決者及び表決委任者による

みなし出席も含む。) が必要ならば、議事を行い、決議することができない。

- ⑪ やむを得ない理由のため社員総会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。
- ⑫ 前項の場合、その評議員は出席したものとみなす。
- ⑬ 社員総会において、評議員は各 1 個の議決権を有する。
- ⑭ 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の過半数をもって決する。
- ⑮ 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1. 日時及び場所
- 2. 出席評議員数及び出席評議員氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- 3. 審議事項及び決議事項
- 4. 議事の経過の概要及びその結果
- 5. 議長及び議事録作成者に関する事項

- ⑯ 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。
- ⑰ 監事は、社員総会に出席して意見を述べることができる。
- ⑱ 名誉会員及び功労会員は、社員総会に出席して意見を述べるができる。
- ⑲ 高気圧酸素治療安全協会会長、高気圧酸素治療技術部会会長、本学会地方会代表は社員総会に出席して意見を述べることができる。

(会員総会)

第27条 会員総会は、正会員、賛助会員、名誉会員、功労会員並びに会誌購読会員をもって構成する。

- ② 会員総会は、学術総会開催に合わせて開催し、次の各号に掲げる項目について報告を受けるものとする。
 - 1. 事業報告および収支決算
 - 2. 事業計画および収支予算
 - 3. その他

(学術総会)

第28条 学術総会は、第10条で定める本会会員、第28条で定める高気圧酸素治療安全協会会員、定款第29条で定める高気圧酸素治療技術部会会員をもって構成する。

- ② 学術総会は学術研究発表の場であり、本会は運営に関する重要な事項を報告する。
- ③ 学術総会は、毎年1回開催する。

- ④ 学術総会は、会長が招集する。
- ⑤ 学術総会を開催するときは、開催日時、場所及び学術研究発表事項等を記載した書面をもって、会日より相当準備日数前までに各会員に対して通知しなければならない。

(委員会)

第29条 本会には、その事業の円滑な実施をはかるため、委員会を設置することができる。

- ② 委員会には顧問を置くことができる。
- ③ 委員会の設置及び解散は、理事会の決議による。
- ④ 委員会の委員長、委員及び顧問は、理事会の決議を経て、代表理事が委嘱する。
- ⑤ 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、理事会の決議により、委員会の任期延長ができる。

(高気圧酸素治療安全協会)

第30条 本会に高気圧酸素治療安全協会を置く。

- ② 高気圧酸素治療安全協会の会員は、高気圧酸素治療装置を設置する医療機関及びその施設に係わる販売業者、再圧治療またはスポーツ医学等の団体ならびに高気圧酸素治療安全協会理事会によって指定される個人。
- ③ 高気圧酸素治療安全協会の設置、解散は理事会及び社員総会の決議による。
- ④ 高気圧酸素治療安全協会の事業ならびに運営は、別に定める規定により行う

(高気圧酸素治療技術部会)

第31条 本会に高気圧酸素治療技術部会を置く。

- ② 高気圧酸素治療技術部会の会員は看護師、臨床工学技士ならびにその他本部会への入会を希望する者。
- ③ 高気圧酸素治療技術部会の設置、解散は理事会及び社員総会の決議による。
- ④ 高気圧酸素治療技術部会の事業ならびに運営は、別に定める規定により行う。

(地方会)

第32条 本会に地方会を設立することができる。

- ② 地方会は、その申請に基づき、理事会及び社員総会の決議により設立され、解散は理事会及び社員総会の決議による。
- ③ 地方会は、毎年1回以上学術集会を開催する。
- ④ 地方会は、第3条に則り、事業ならびに運営に関する会則を規定する事ができる。
- ⑤ 地方会の名称は、「日本高気圧潜水医学会」の文字にその地方会を表する文字を付加し、各地方会が理事会の了承を得て定めるものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類の作成及び承認)

第34条 代表理事は、毎事業年度、次の書類及び附属明細書を作成して、監事の監査を受けたうえで、理事会の決議を経た後、定時社員総会に提出し、3の書類についてはその内容を報告し、1、2及び4の各書類については承認を求めなければならない。

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 事業報告書
4. 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案

第8章 補 則

第35条 この定款は、理事会の決議を経た後、社員総数の4分の3以上の賛成を得た社員総会の決議によらなければ変更することができない。

第36条 この定款を施行するために必要な事項は、理事会及び社員総会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第9章 附 則

第37条 設立時社員の氏名及び住所は次のとおりとする。

東京都世田谷区北烏山一丁目30番14号

眞 野 喜 洋

大分県中津市大字宮夫 14 番地の 1

川 眞 人

第38条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

附則

1. この定款は2009年10月31日から施行する。
2. この定款は2017年1月10日から施行する。
3. この定款は2017年11月10日から施行する。
4. この定款は2018年11月29日から施行する。

5. この定款は2022年10月29日から施行する.
6. この定款は2023年9月21日から施行する.
7. この定款は2024年4月1日から施行する.
8. この定款は2025年6月26日から施行する.